

平成17年度

# 富士見市教育行政方針

平成17年2月15日

富士見市教育委員会

教育長 赤坂 勲

はじめに

- 1 特色ある学校づくりの推進
- 2 豊かな心を育てる教育の推進
- 3 生きる力を培う特別支援教育の推進
- 4 平和と豊かな人間性を大切にする社会教育活動・青少年育成活動  
支援事業の推進
- 5 文化的風土をつくる郷土遺産の継承と活用
- 6 明るい市民生活を支える健康・体力づくりの推進

おわりに

## はじめに

国の三位一体の改革に合わせ、各自治体は自らの責任において主体的に問題を解決していくことが強く求められています。そして、地方自治法の改正に伴い、民間活力の更なる導入を図るなど行政のあるべき姿も変わろうとしています。一方、教育の分野においても、様々な改革の必要性が提言されており、制定以来初めてとなる教育基本法改正の動きが見られるなど、大きな変革期に入っています。

このような変革期にあつて、本市教育委員会は憲法並びに教育基本法の精神にのっとり、引き続き<sup>いのち</sup>生命を大切にし、人間性豊かな思いやりのある心を育成する教育を推進していきたいと考えています。そして、これまでの成果の上に今後の課題と展望を明らかにし、『人間尊重』を教育の基本理念とした本市教育行政の推進を図るため、ここに平成17年度教育行政方針を定めるものです。

### 1 特色ある学校づくりの推進

今日の変化の激しい社会において、児童生徒一人一人が豊かな人間性とたくましい体力・社会性・国際性などを身に付け、自ら学び、自ら考える『生きる力』を培うことは学校教育の重要な課題です。

この課題を解決するためには、校長がリーダーシップを発揮し、全教職員の創意を生かした教育活動を展開し、保護者や学校評議員をはじめとする地域の方々と連携しながら、各学校の実態に合った教育活動を推進し特色ある学校づくりに努める必要があります。これらの推進に当たっては、各学校において、目標による管理手法を取り入れた自己申告制度を実施し、組織的・計画的に教育活動にあたる体制を確立してまいります。また、埼玉県教育委員会が、「学力」「規律ある態度」「体力」

の3つの領域において、すべての児童生徒に身に付けるべき内容を示した「教育に関する3つの達成目標」を主体的に受け止め、学習指導要領の趣旨を生かした教育活動を展開してまいります。また、学校研究や共同研究、各種研修会等の充実を図り、教職員の資質を向上させてまいります。

児童生徒一人一人に基礎的・基本的な内容を確実に定着させ、確かな学力を身に付けさせるため、全小学校に配置した《基礎学力定着支援員》を有効活用したり、少人数指導を充実するなど、個に応じたきめ細かな指導の充実を図り「わかる授業」を一層推進してまいります。また、児童生徒が自ら課題に気づき、思考力や判断力等を働かせて、課題を追究していくような問題解決的な学習や体験的な学習の充実を推進してまいります。

児童生徒の読書意欲を高め、また情報活用能力を育成するため、司書教諭や学校図書館整理員を効果的に活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報通信手段の積極的な活用を図り、学習過程や指導方法等の工夫・改善に努めます。また、英語教育、国際理解教育の推進のため、英語助手の小・中・養護学校への派遣を引き続き実施してまいります。

子どもたちの安全確保、学校の安全管理につきましては、学校での安全教育の充実、全小中学校児童生徒への防犯ベルの貸与、地域と協力した防犯体制の整備等に組織的・継続的に取り組み、ハード面及びソフト面の両面から事故防止及び防災対策の充実に努めてまいります。

教育環境の整備につきましては、耐震補強の事業を引き続き進めてまいります。また、鶴瀬西小学校と上沢小学校の統合を平成18年度に控え、今年度は暫定使用となる上沢小学校の整備を実施してまいります。同時に、新設小学校の基本設計を進め、学校建設については民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用するPFI

---

---

事業の導入を視野に入れた調査を実施してまいります。

## 2 豊かな心を育てる教育の推進

豊かな心の育成に当たりましては、児童生徒に<sup>いのち</sup>生命を大切にする心、思いやりや社会性、倫理観や正義感等を育成するため、全教育活動を通して「心の教育」を充実してまいります。

各学校では、魅力ある道徳教育や特別活動等を展開します。また、自然体験活動や社会体験活動の充実につきましては、家庭や地域との連携を深めながら、『中学生はつらつ社会体験』などを実施します。さらに、児童生徒の興味・関心を高め、個性の伸張を図るため、中学校部活動に係る学校指定を弾力化してまいります。

生徒指導につきましては、児童生徒のよさを十分に生かしながら、信頼関係に基づく教育の推進を図るとともに、学校の実態に即した指導計画のもと、全教職員の共通理解による組織的な生徒指導体制の確立を図ってまいります。また、中学校区を単位とした生徒指導の推進体制を確立し、家庭及び関係諸機関との連携の下、地域ぐるみの健全育成活動を推進します。

いじめの問題につきましては、『弱い者をいじめることは人間として絶対に許されない』という強い認識に立ち、家庭においては基本的な倫理観を育んでいただくと共に、学校においても児童生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動の充実を一層図ってまいります。

市内小・中学校の不登校問題は、ここ数年間、極めて憂慮すべき状況にあり、不登校問題の解消は喫緊の課題であります。保護者等の理解、協力も得ながら、教育委員会委嘱の「不登校児童生徒対応委員会」を中心に、教育相談研究室と学校・家

庭との連携を図り、各校の取組を見直すとともに、将来の社会的自立に向けた支援の充実に努めます。また、中学校へのボランティア相談員の配置や教育相談研究室への通室生支援員の配置を行うと共に、各学校の生徒指導体制、教育相談体制を一層充実させてまいります。

進路指導につきましては、児童生徒が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう各学校の取組を支援し、その充実に努めます。

高等学校等に進学を希望しながら、経済的に恵まれない家庭に対しては、進学の手続きを保障していくため、高等学校等入学準備金融制度の推進に努めます。また、幼児が心身ともに健やかに育成されるよう私立幼稚園等への就園奨励に努めます。

### 3 生きる力を培う特別支援教育の推進

特別支援教育の推進につきましては、一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性や能力を最大限に高め、将来の生活や学習上の困難を改善・克服するための力を身に付けさせるため、個別の教育支援計画に基づき多様な指導内容や指導方法の工夫・改善を図り指導の充実に努めます。障害児就学支援委員会のより一層の充実に努め、教育相談研究室や関係機関と連携し、適正な就学指導に努めると共に各学校の校内就学相談機能の充実に努めます。また、障害のある人に対する正しい理解と認識を深め、互いに心と生命<sup>いのち</sup>を大切にすることを推進します。

養護学校につきましては、小・中・高と12年間の一貫した教育を基本として、児童生徒の可能性を最大限に発揮・伸長させるため、障害の状況や発達段階を的確にとらえて、一人一人の児童生徒に生きる力を培う教育を推進してまいります。また、小学校7校、中学校2校の特殊学級の一層の充実に努め、通常の学級や地域社

---

---

会との交流活動の充実と推進に努めます。

LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性症候群）、高機能自閉症等の軽度発達障害のある児童生徒につきましては、各学校に校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを校務分掌に位置付ける等、校内の特別支援教育体制を整備し、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を進めてまいります。

#### 4 平和と豊かな人間性を大切にする社会教育活動・青少年育成活動支援事業の推進

都市型社会の進展の中で、身近な地域で市民が学び合い支え合う関係を多様に作り出し、より人間らしく豊かに生涯を過ごしていけるよう、多様な社会教育活動を進める場や機会を提供するための条件整備に努めます。

本年度におきましても、市の生涯学習推進基本計画を踏まえ、社会教育の分野において、市民の生涯にわたる学習文化活動を支援する体制を整えてまいります。なかでも、市民のコミュニティを身近な地域の中で多様かつ豊かに作り出していくことを目指し、市民人材バンクシステムの有効活用など、市民同士の学び合いや交流の機会のさらなる充実に努めます。

『(仮称) 鶴瀬西市民交流センター』の建設につきましては、本年11月の開設を目指し、昨年度から2か年の継続事業として工事を進めております。開館後は、幅広い市民の交流や生涯学習活動など多面的な活動を展開する鶴瀬西地域の拠点施設としての役割、機能が発揮できるよう管理運営体制を整えます。

また、『人間尊重』の教育理念に基づき、あらゆる差別・偏見を許さない地域社会づくりのために、同和問題の解決をはじめとした人権教育や、<sup>いのち</sup>生命を尊ぶ平和学習の機会を幅広く設けてまいります。

青少年健全育成につきましては、子どもたちの豊かな人間性を育むために家庭や地域社会が果たすべき役割を踏まえ、青少年の健全育成を目指し、市民や市民団体による多様な活動を支援し、関係機関と連携しながら、子ども達が地域で安心して過ごせるよう努めてまいります。

公民館につきましては、地域の総合的社会教育機関として市民の自主的学習、文化、スポーツ、レクリエーション活動を支援し、市民との協働事業の構築による市民活動支援型事業を推進します。

富士見市民大学、富士見市子どもフェスティバル、平和・憲法啓発事業、障害者の学習機会充実事業、地域自治シンポジウム、富士見市子ども体験活動支援センター等の全市的事业を市民との協働事業として一層の充実を図ります。

地域公民館では、IT学習の拠点としての機能の充実や、子育て・家庭教育学習支援事業、子ども・青少年の体験活動支援事業、高齢者の生きがい・介護予防事業の充実等、地域の活性化に向けた事業に重点的に取り組み、市民活動との協働や関係部署との連携を築きながら、地域における市民の生涯にわたる学習機会を提供します。

図書館につきましては、日々の仕事や生活、まちづくりなど人生における様々な疑問や課題について、解決策を求めている人々に適切な情報提供ができるよう、暮らしとまちづくりに役立つ資料や情報を積極的に収集し提供します。

また、幼児から高齢者までの広範な市民の読書要求に速やかに応えられるよう、体制の整備・資料管理を進めるとともに、学校をはじめとする関係機関との連携を強め、子供たちの豊かな人間性と情操を育む読書の喜びと楽しさの普及に努めます。

さらに、図書館に来館しなくとも、電話やホームページから図書館資料の予約や調査相談の受付ができる情報サービスの展開に努めます。また、身近な公共施設で

---



---

の本の返却やリクエスト本の受取りができる配本システムの充実を図り、迅速な資料の提供に努めます。

## 5 文化的風土をつくる郷土遺産の継承と活用

市内には長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた有形・無形の文化財や自然が多く存在します。これらは富士見市の歴史や文化を理解する手立てであるとともに、富士見市の文化的風土の形成やまちづくりの資源としても、欠くことができない郷土の貴重な文化遺産ですので、引き続き関係者の理解と協力を得ながら、文化財の保存と活用に努めます。

具体的には、各種文化財の基礎資料の把握をさらに図るとともに、それらの成果に基づいた文化財指定などの保存管理とその活用を進めます。また、古くから地域に根ざして保存され、継承されてきた伝統芸能につきましては、保存団体への種々の活動を支援し、後世への継承と後継者育成のための援助を行います。

埋蔵文化財につきましては、包蔵地の把握と周知を徹底するとともに、開発事業者との十分な調整により現状保存や発掘調査を行い、これまでに出土した土器や石器などの出土品を適正に整理・保管します。

水子貝塚資料館と難波田城資料館につきましては、資料の収集・保管に努めるとともに、それぞれが持つ博物館的機能を活かし、富士見市の自然や歴史を学び体験するための機会や情報を提供してまいります。さらに、市民との協働関係を発展させながら各種事業を実施してまいります。また、引き続き水子貝塚公園内の復元住居の修繕を実施します。

水子貝塚公園と難波田城公園は、歴史的景観や緑豊かな空間の中で学び体験でき

---

る歴史公園として、広域的な利用が定着しております。今後も、多くの方に利用され、地域の活性化につながる歴史公園として、管理・運営に努めてまいります。

## 6 明るい市民生活を支える健康・体力づくりの推進

生涯スポーツ・レクリエーション活動につきましては、心身の健全な発達を促し、明るく豊かで活力に満ちた市民生活に寄与する大切なものとして、その重要性はますます高まっています。そこで、市民の生涯にわたる健康づくりを促進するために、年齢や体力に応じた各種のスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、環境の整備に努めます。具体的には、スポーツ教室・大会を関係団体・機関と連携を図りながら積極的に開催し、市民の健康づくりと各種スポーツ団体・指導者の育成に努めます。

また、『スポーツ振興健康増進都市宣言』の趣旨にのっとり、市民の自主的なスポーツ・レクリエーション活動を支援するために、市民総合体育館や富士見ガーデンビーチをはじめとする社会体育施設の環境整備とサービスの充実を図るとともに学校体育施設開放の充実に努めます。

なお、富士見ガーデンビーチにおいては、「指定管理者制度」を導入し、民間活力による市民サービスの向上と経費の縮減に努めます。

那須山の家につきましては、自然の中で心の安らぎを求める市民の憩いの場として、より多くの市民に快適に利用いただけるようサービスの向上と施設の充実に努めます。

学校体育につきましては、保健・体育授業の充実と指導者の資質向上を図るとともに、富士見市児童生徒体力向上推進委員会を中心に健康の保持増進・体力向上の

---

推進に努めます。さらに、部活動及び各種体育大会の援助、部活動指導員の配置、施設の整備充実を図りながら、学校の教育活動全体をとおして、明るく健康でたくましい児童生徒の育成を目指します。

学校給食につきましては、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送ることを目指し、児童生徒一人一人が正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身に付け、食事を通じて自らの健康管理ができるよう、食に関する指導の充実に努めます。そのために、安全でおいしい給食の提供、食指導における学校栄養職員の活用、家庭・地域との連携に努めます。

#### おわりに

様々な教育改革が進められている中、学力低下への危惧や深刻化する子どもたちの心の問題への対応など、教育課題は山積しています。

教育委員会は、これらの課題に対応するため知・徳・体の調和のとれた人間教育の充実こそが時代の要請である、との認識のもと、学校教育・社会教育の一層の連携を図り、「21世紀を心豊かでたくましく生きる人間」の育成を目指した施策を総合的に展開し、教育行政のさらなる推進に全力を傾注してまいります。